

令和6年3月1日(金)

開会 (9:55)

○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が9名であり定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「補正予算」1件、「条例の一部を改正する条例」2件、「財産の無償譲渡について」1件、「損害賠償の額の決定及び和解について」1件、「指定管理者の指定」1件の計6件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。本日から3月であるが、道すがら見る梅の木が寒いにもかかわらず花をつけている状況である。本日の新潟日報の報道でもあったが、胎内スキー場は今シーズンの営業を終了した。12月28日から始まり、とぎれとぎれで営業し19日間であった。なかなか思うに任せない状況であったが、少しでも赤字を削減するために先月の22日から行っているが、スキー場がレンタル屋からスキー板やウェアなどを借りて、それを利用者にレンタルしている場であるが。今、ほかのスキー場は営業している。例えば胎内市に住んでいて蔵王に行くような方に胎内スキー場のスキーウェアや板を希望する方に貸し出す営業をまだ続けていて、これは3月10日まで行い、少しでも赤字削減になればと考えている。本日は案件が6件だがよろしく審議願いたい。

## 議第15号 令和5年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第3号）

### 佐藤農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ600万円を追加し、その総額を1億2,990万5千円とするものである。

歳出としては、第1款農林水産業費1項1目鹿ノ俣発電所費12節委託料で235万5千円を減額、14節工事請負費で24万円を減額し、それぞれ事業の金額が確定したことによるものである。24節積立金において今後の施設等の大規模改修に備えるため積立金1,090万5千円を増額した。26節公課費で消費税及び地方消費税の額が確定したことから、48万3千円を減額

した。第3款予備費においては、使用の予定がないことから182万7千円を減額した。

一方、歳入では、4款諸収入の雑入で600万円を増額している。これは9月の補正後において、年間の総電力量及び売電収入の計画の見直しを行い売電収入が増額する見込みのためである。

## 質疑

○渡辺栄六委員

説明いただいた委託料235万5千円減額する大きな要因は。

○佐藤農林水産課長

当初計画では導水管内の水抜きと充水作業、水圧管路仕切弁等の点検と操作盤を点検する予定だったが、今の設備状況を見て通常だと3年に1回予定していたものを点検事業者と相談し、6年に1回に伸びたことにより減額をしたものである。

○渡辺栄六委員

去年は夏場特に上流からの水源の渇水によりダムが稼働しなかった時期があったが、影響はなかったのか。

○佐藤農林水産課長

今年度の夏場の渇水ですが、特に影響はなく、その時はほぼほぼ農業用水を優先する形で鹿ノ俣発電所は停止するような状況で運行していた。

○八幡元弘副議長

積立毎年していると思うが、この積立は今後大きな改修に使うと前に話があったと思うが、それはいつくらいに計画されているのか。

○佐藤農林水産課長

新年度の6年度で計画している。新年度の予算に発電機のオーバーホールを計上している。

○八幡元弘副議長

ダムは大きな設備だが1か年で終わるのか。

○佐藤農林水産課長

オーバーホールについては、3か月間程度である。今後の大規模改修については、平成29年度に作成した鹿ノ俣発電所長寿命化計画を見合わせながら維持管理をしているところである。

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

**議第22号 胎内市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

**羽田野地域整備課長説明**

新旧対照表で説明する。別表（第2条関係）は、「道路法施行令」の一部改正に伴い、県の道路占用料が改定され、令和6年4月1日から施行されることから、胎内市の道路占用料についても県に準じて改定するものである。別表のとおり占用料の単価が約1割から2割上がることとなる。26ページにあるAに数値を乗じて得た額となっている物件については、下がることとなる。道路占用料の令和4年度決算額は、約1,620万円であり、当市の占用物件のほとんどは管類と電柱であるので、この改正により150万円ほど増えると試算している。

**質疑**

○渡辺宏行委員

一部改正により県もそれに合わせて見直しを行い、それに準じて胎内市もということだが、この改正の時期は、例えば固定資産税の評価替えの時期、これ3年ごとにやっている。それに大体合わせた内容で上げ下げ的な見直しを行うのか。

○羽田野地域整備課長

国でも議員の言うとおりの評価替えの時期に伴い改正を行っているようである。評価替え等の変更に伴い、占用料という近傍類似の土地の時価などにも関係しているのそのように考えている。

○渡辺宏行委員

ということは、市町村により土地の評価は違うので、どこへ行っても一律にはならない。例えば我々の土地に東北電力の電柱が立っている。その辺も道路の占用に合わせて、よそのことだからわからないかもしれないが、見直しはやっているのか。それは東北電力のことだからわからないか。見直しで上がるのかと思ったが。

○高橋副市長

よそのことではあるが、大抵の場合、東北電力は前払いで何年か分をどんと支払っていると聞いていて、これを物価スライドしていることについては聞いていない。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 23 号 胎内市第一簡易水道及び胎内市第二簡易水道給水条例等の一部を改正する条例

### 西村上下水道課長説明

今回の条例改正については、元々の監督官庁である厚生労働省からそれぞれ国土交通省と環境省へ移管されることに伴い条例の一部を改正するものである。

## 質疑

○渡辺栄六委員

今の厚生労働省から国土交通省に移管されるとのことだが、胎内市の簡易水道に何か影響することはあるか。

○西村上下水道課長

特に影響はない。簡易水道や上水道のどちらも、今まで給水器具や水道の建設に関わる部分が厚生労働省だったのが国土交通省になり、水道の衛生管理、水質基準が環境省に移るもので特に影響はない。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第26号 財産の無償譲渡について

### 佐藤農林水産課長説明

これは、黒川堆肥センターの施設等について、無償貸付期限が令和6年3月31日をもって満了となり、今後も長期的な資源循環型農業の推進を図っていくため、譲渡に関する協議が整ったことから地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきお諮りするものである。譲渡する財産は、宮久字上野151番地にある黒川堆肥センターであり、建物は鉄骨造平屋建て3棟、延べ床面積は合計で4,634.37㎡、機械設備一式である。参考価格額は2億8,932万5,400円となっている。車両については、ダンプ2台のほか5台で、参考評価額は7円となっている。譲渡の相手方は、胎内市本郷字家の下493番地2 胎内市農業協同組合である。譲渡後の使用目的については、引き続き堆肥製造施設として使用するものである。

なお、当該施設が所在する土地については、胎内市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号に基づき、引き続き同組合へ無償で貸付けを行うこととしている。

## 質疑

○天木義人委員

なぜ、土地だけを無償で貸付けて譲渡しないのか。

○佐藤農林水産課長

無償貸付の部分であるが、令和3年度からこの事業の運営をJA胎内市にお願いしている。その際に土地は無償貸し付け、施設は無償譲渡することで協議されており、引き続きお願いするものである。

○天木義人委員

建物と設備は無償貸付けしていたものを無償譲渡するとのことだが、今回建物は譲渡して土地はそのまま無償で貸し付けるとのことだが、無償で譲渡してもいいと思うがなぜしないのか。何か理由はあるのか。

○高橋副市長

建物その他の施設についてはやっていくときに経費がかかる。今まで建物の大きな損傷があった場合、契約書で互いに協議して決めることになっていた。場合によっては、市が一部負担することもあり得る。施設については、所有権を完全に渡すことにより、市が修繕費等を負担することがなくなることは譲渡の目的の一つである。なぜ土地を無償譲渡しないのかということについては、先ほど言った経費が土地の場合掛かるわけではない。壊れることはまずない。このような関係が一つ。もう一つは、無償譲渡する農協で使ってもらうことは畜産振興並びに耕種の方の農業振興の立場がある。その目的以外のところで使われることがあってはいけないので、土地だけは市が所有して一定の目的外使用を制限する意味合いで土地の所有権については動かさないこととしている。

○天木義人委員

建物をずっと使っていくので、土地の上に建物があるのでそれは少し強引な話だと思う。それと、建物に固定資産税はかかるのか。

○佐藤農林水産課長

農協の維持管理になるので、発生するものと考えている。

○増子達也委員

今回、車両が合計7台無償譲渡で、評価額が7円。おそらく償却期間が終わって1円で残していることだと思うが、それぞれ何年製で何年使用したのか、わかる範囲内でお願いします。

○佐藤農林水産課長

マツダダンプ 2 トンが 1996 年製で 28 年経過している。当時は取得価格で 310 万円である。ダンプ 2 トンが、2003 年製。取得価格が 390 万円。21 年経過している。フォークリフト 1989 年製で取得価格が 200 万円。35 年経過している。もう 1 台のフォークリフト 2003 年製で取得価格は 210 万円、21 年経過している。トラクター 1997 年製で、取得価格が 900 万円。33 年経過している。バキュームカーが、1990 年製で 取得価格は 98 万円。34 年経過をしている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第27号 損害賠償の額の決定及び和解について

佐藤農林水産課長説明

初めに事故の概要及び和解の趣旨だが、令和 5 年 12 月 22 日に荒井浜森林公園敷地内に植樹されている松が暴風雪等により倒木し、国道 113 号線道路敷きに設置されている信号機 2 機の支柱管を結ぶ架空線にもたれかかり、同信号機の架空線及び支柱を損傷させたものである。これに関し相手方である新潟県に対し、その損害額の全額を負担することとして損害賠償の額を支払うものである。以上のほか胎内市と相手方との間に一切の債権債務が存在しないものである。本件の損害賠償の額は、259 万 6 千円である。

質疑

○笥 智也委員

重い雪が降った時に倒れて線に引っかかり壊れた。荒井浜の方、国道もそうであるが、様々なところに、市の土地に植樹されているものは多いと思うが、それで何か壊すと常に全額市が補償していくことでもいいか。

○佐藤農林水産課長

このたびの場所は、荒井浜森林公園でそもそもは荒井浜区から借り、市がそこで補助事業を活用しながら公園整備したものである。市が借りている部分で市が損害賠償を支払うことであり、全て市が借りて管理しているものは対象になり得る。

○笥 智也委員

常に市のものであれば弁済はしていくと。この損害賠償は相手方に支払った額で、伐倒された木を処分したものは別に計上されたのか。

○佐藤農林水産課長

倒木された木は、他課と連携し自ら処理をした。

○笥 智也委員

もう1点、違う視点で。これで損傷したことにより信号機の消滅等はなかったのか。

○佐藤農林水産課長

そのような支障はなく、地元の区長等に情報提供し対応した。

○天木義人委員

倒木した木は、松くい虫枯れとかがあったのか。それだけ倒れたのか。

○佐藤農林水産課長

倒木した松は、松くい虫の被害にあった松が倒れたわけではなく、健全な松というかそれが倒木したものである。

○増子達也委員

損害賠償額 259 万 6 千円で、信号機ものすごく高いと思うが、ぱっと見、こんなにもするのかと思う。実際どこまで損傷したのか。支柱が 1 本だけなのか。信号機の制御盤等も損傷したのか、詳細わかればお願いします。

○佐藤農林水産課長

仮復旧で 50 万円程度かかっている。その日に仮復旧している。本復旧で、信号機の基礎部分を残りの金額で修繕したものである。

○増子達也委員

これは、支柱 1 本と架空線 2 本か。

○佐藤農林水産課長

信号機 2 本とそれをつなぐ架空線である。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について

### 池田商工観光課長説明

議案書 59 ページから 60 ページに記載されている 24 の施設について、令和 6 年 3 月 31 日をもって指定の期間が満了することから、同年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間、引き続き、株式会社胎内リゾートを指定し、その管理運営を行わせたくお諮りするものである。

通常指定管理の期間は、長期での経営の見通しを考慮し、5 年ごととするのが一般的であるが、胎内リゾートにおいては、この先市としてどのように考えていくか、短いスパンで考える必要があることから 2 年周期で以前から指定管理をお願いしている。

## 質疑

○増子達也委員

全部で 24 施設あるが、これで胎内リゾート指定管理しているものはすべてか。

○池田商工観光課長

胎内リゾートこれがすべてである。

○渡辺宏行委員

課長からこの先リゾートが指定管理している 24 施設をどうするかということで期間を 2 年にした。社長もいるから、この 24 施設の例えば採算を考えたときに、どうなのだろうという議論は、株式会社胎内リゾートで議論しているのか。それとも市からお願いしなさいと言われたからよし分かった、何かあったときに頼むな。というような考えがあるのか。まさに 2 年間、もうその議論をすべき時期に来ていると思う。その辺社長に聞いていいかわからないがお願いします。

○高橋副市長

毎月取締役会で、市長も取締役になっているし、市以外の株主 2 名と代表取締役である私が入り、リゾートの経営陣と取締役会で経営方針等については、そこでいろいろな議論をしている。基本的にこのような経営理念で行こうということを確認したのが、昨年 4 月の段階で経営改善計画を定めている。そのような形で目標年があり、それに向けてこのような戦略、戦術でやっっていこうということを互いに経営側、実際に運営する会社側と話し合いをそのような形で行い現在に至るが、計画どおりに物事が運んでいけばいいが、例えば今年のように雪降らなかった。その部分で、実はプラス 4 千万円程度の利益を見込んでいた。ところが、逆に黒字にはならないこともあるわけで。このような暖冬小雪傾向が、今後も続く可能性があることも念頭に置きながら、この施設運営は考えていく必要がある。そのようなことを考えたときに一定のところ、これは議会の皆さまとの議論もあるかもしれないし、そのような形で、もう未来永劫この形で行くのだということではないと考えている。

○渡辺宏行委員

確かに将来的にどうするか、取締役会議の中で戦術・戦略というのは当然のことだと思うが。例えば 24 の施設の中でも老朽化してきたり、もうそろそろ中身を、先々どうするかという決断もある程度必要になってくる時期に来ているのではないかと思うが。あそこは考えると宝の山である。逆にもっと投資したときに素晴らしい施設になるのではないか。ということも含め戦術を練っていかないと古くなってきたから閉めるかそのうち。となってしまうとせつかくの宝の山が持ち腐れになるとまずいと思うので、それらも含め将来的に考えてどうするか、そろそろ部分的な判断も含め出すべきではないかと思うがいかがか。

## ○高橋副市長

当面は、当然既存の大事な観光施設と考えているので、当面は今の形でやっていきたい。ただ、今の収支状況がいいとは判断していないので、それを改善しつつ胎内市の観光の中心としてやっていきたいと考えている。ただ、このままでいいわけではなく、きちんとした経営改善、会社としては経営改善を図りながら運営していくと考えている。

## ○天木義人委員

渡辺委員言ったとおりである。前も2年契約で将来的な見通しが立てば別の方向であった。今回も2年契約だが、2年するとまた2年契約になると思う。先ほど副市長が言ったとおり経営戦略を練っている、あると。それをなぜ議会等に示し、説明しないのか。我々はこのようにことやっていてこれから経営改善していくことを議会にも説明して、将来的に変えていくと。決まったことをなぜ隠すのか。隠すというのは言い方悪いが、示さないのか。それで指定管理を承認するといっても内容が何もわからなくて、ただめくら判を押すようなことではだめだと思う。将来的にこのようにするからとりあえず2年契約お願いしますなど、何かの説明がないと今までも2年契約だからそれでいいという話でないと思う。その辺説明が足りないと思う。だからずっと決算見ていると経営改善見られていない。毎年同じような決算になっている。今年少雪で黒字にならずに赤字だとその補填をどうするかという問題も出てくる。その辺も含めて経営的な、戦略的な説明があって指定管理をお願いしますということならわかるが、ただ何でもかんでも指定管理者をお願いしますとなると、我々もめくら判で責任をとれるのかと思っているがいかがか。

## ○高橋副市長

その経営理念だとか戦略、戦術について、それ自体は会社としての経営理念であり、ビジョンである。それを議会の場で、決して隠すわけではないが、会社のそのようなことを話す場面は、限られていると思う。例えば、実は今ペーパーでは持っている。このことをホテルのホームページなどで皆さんに知ってもらうことはできると考えている。リゾートとして、会社としてこうですということ話す機会はなかなかないと考えていて、今代表取締役の立場の中で経営理念だけを話したいと思うがどうか。

## ○天木義人委員

会社の理念とかではなくて、われわれが胎内リゾートに預けている施設をこれからどうするかという会社の方針。管理しているところをどのように運営して有効に活用していくのか。そのようなことをこれから改革していくかということの説明してもらえばいい。会社の内容を知ったところでどうにもなりませんので。管理預かっている方が施設をこれからどのよう

に運営していくのか。改善していくのかということだが、わかりませんか。

○高橋副市長

例えば、基本的には四季折々豊かな自然に囲まれた胎内リゾート、私たちはこの恵まれた環境を最大限に活かしながら、常に向上心を持ち心安らぐ空間、心温まる料理とおもてなしで、全てのお客様に感動と上質なサービスを提供します。このような経営理念でやっていこうということであるし、また、ビジョンとしては、今言った経営理念を活かしながら、お客様から信頼され、愛される企業になることを目指し、ホテルにおいては、2027年度で単独黒字化達成を目指します。ということでビジョンがある。そのほか細かくこうしたいということがあるわけで、今これを縷々お話するのめいかなものかと思うので、このような基本的な考え方の中で、有効に市の所有している施設を活用しながら観光振興を図っていくとともに、会社として健全経営を目指していくというところなのでご理解をお願いします。

○羽田野孝子委員

私もロイヤル胎内パークホテルへたまにお昼を食べに行くが、やはりお客は少ないしやっぱりこうなのだと思っている。それに対して、どうしたらもっと客が多くなるかということ为天木委員も聞いていたのかと思う。違うかもしれないが。その戦略を聞いたかったのではないかと思うがどうか。

○高橋副市長

戦略はかなりの項目がある。例えば戦略の一つとして、四季を通じてお客様が満足度を高めるべく四季折々の商品開発と情報発信を随時実施し、県内外のリピーターを継続的に獲得できる活気のあるホテルを目指します。これが戦略でその下に戦術がぶら下がるという形で。さっき言った経営理念、一番大きいところ、これでその下に色々ぶら下がっていることであり、後ほど資料として渡すことは一向にかまわないが、今ここで全部説明していてもなかなか難しいと思うので、示すことが必要であればさせてもらおう。

○渡辺宏行委員

先ほどの天木委員の話の続きではないが、ある程度、10年前のころだとリゾートの関係はプライマリーバランスをゼロにすると行った親方がいた。それは自分の退職の時期に合わせてゼロという話になったかもしれないが。ようはなぜあれをするかと言ったら、やはり副市長が社長をしている。市長も取締役をやっている会社。ましてリゾートの山の上は、先ほども言ったように胎内市にとっても目玉だ。大事にしなければならない。だから逆を言えばわれわれの考え方は、さっき言った理念も含めて同じ考えのもと、これを何とかしなければ

ならない。今どのように病んでいるのかということ踏まえて先を見通す計画的な対策も含めた、それは必要なのではないか。一時的な指定管理の施設でなく、24もある、これから増えるかもしれないし減るかもしれない。その辺のことをきちんと将来踏まえたものにしていかないとならないのではないかという、天木委員と同じような考えを持っている。なので、この場で決算や予算でどうこうするのではなく、半年に1回でもいいから今の考え方はこうだ、こうしたいという話をぜひ聞かせてほしいと思っている。

#### ○高橋副市長

施設を有効活用しながら、地域活性、観光活性を進んでいくことについては、全く異論はないし、当然そうしなければならないと考えている。このようなことをしていくという情報発信自体について、観光振興ビジョンで示しているものはあるが、より具体的に、ホテルのこの部分はこうしたいという指摘だと思うので、何らかの形でお知らせできるようなことで考えていきたい。

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

閉会（10:47）